

全肢連情報

ZENSHIREN BULLETIN

□編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒171-0021

東京都豊島区西池袋4丁目3番12号

□Publisher ZENSHIREN

TEL: 03-3971-3666

FAX: 03-3982-2913

E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を
心からお待ちしております。

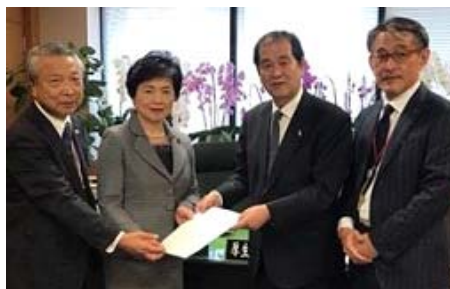
全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。URL: <http://www.zenshiren.or.jp>

SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を *Facebook* <https://www.facebook.com/ZENSHIREN>

平成30年度障害保健福祉サービスの予算要望重点項目提出される

12月13日(水)厚生労働省副大臣室において高木美智代厚生労働副大臣に対し厚生労働省関係各部門の担当者立ち会いのもと、清水誠一会長、石橋吉章副会長、上野密常務理事より平成30年度障害保健福祉サービスの予算要望重点項目10項目が手渡された。

特に通学時・通勤時の移動支援の拡充と医療的ケアに対する制度の改善と拡充について、要望主旨の説明と意見交換が行われた。



厚生労働省 副大臣
衆議院議員 高木 美智代 様

『平成30年度障害福祉サービス及び報酬改定について』

一般社団法人 全国肢体不自由児者父母の会連合会

会長 清水 誠 一

副会長 石橋 吉 章

副会長 植松 潤 治

常務 上野 密

日々、肢体不自由児者の福祉施策向上にご支援いただいておりますことに感謝申し上げます。

当会は、47都道府県肢連支部を中心に「脳性麻痺児者、重度障害重複児者、医療的ケアが必要な児者」を会員に持つ父母の会連合会です。現在は「住み慣れた地域で、共生社会の実現！～使えるサービスの実現、充実をめざして～」をテーマに掲げて活動しています。

より質の高いサービスを利用していく上での、課題及び対処方策など地域生活を支援する新たなサービス内容の充実を視点とし、現状の課題につきまして早期に実現していただきたい項目として、下記の事項を重点施策といたしました。特段のご配慮を是非お願いいたします。

- 1 グループホーム等で重度心身障害児者を、24時間支える必要がある住まいの場での持続的勤務ができる支援員に対する報酬等の確保を図られたい。
※特に医療的ケア児者への特例的な加算配分の充実、確保を図られたい。
- 2 国の方針に基づき、施設入所から地域移行をめざしているが、グループホーム等の整備が未だ不十分である。重度障害者が利用できるグループホーム設置促進と、障害当事者、親の高齢化による在宅生活から地域生活へ、住まいの場の整備と重度障害者の入所施設の確保を図られたい。
- 3 国内全ての地域でショートステイ（短期入所）施設が不足しております。要因としてショートステイを始めたくても、新規の施設認可（予算不足）が少なく、人材確保の観点でも報酬が安く将来的に見通しが立たない。施設から地域への移行を促進するためにも、身近な福祉型短期入所サービスに対する設置認可及び報酬増を図られたい。
- 4 今回の報酬改定と直接関係はないが、現状の移動支援制度は「個別給付と地域生活支援事業」の二本立てで行われており、一法律一制度でありながら、現制度下の地域生活支援事業では自治体の裁量で決定されることから地域間格差が益々生じており必要なサービスが得られないという現実がある。移動支援の改訂は報酬改定時期に合わせる事となっており、通学・通勤については市町村決定による地域生活支援制度の活用でなく、全国一律の制度とすることに加え、通学は文部科学省、通勤は厚生労働省（就労支援策）所管とし個別の移動支援策として制度化を図られたい。
- 5 肢体不自由児者にとって身体機能の維持改善にリハビリテーションは生涯にわたって必須であるが提供体制が地域によって不十分であり維持改善どころか二次障害に至る場合も起きています。要因は、障害児者利用のリハビリテーション料の算定が厳しく、障害児者の生活をする地域において充分なりハビリテーションを受けられるよう、脳血管等リハビリテーション料と同等の金額へ引き上げられるよう要件の改善を図られたい。
- 6 重度重複肢体不自由者（身障1種2級以上、療育手帳A判定、介護区分6）がグループホームへ（家賃1万円のみ補助）入居した場合、「障害者基礎年金」や「特別障害者手当」等の支給金額よりも多くかかる事業所もある。重度重複肢体不自由児者にとって就労は難しい状況であり、「年金」「手当」以上の収入は望めない。一人の独立した個人として、重度重複肢体不自由者が地域で最低限の健全な生活が営むことのできるように年金のあり方にとらわれず、少なくとも生活保護受給者と同等の生活支援の保障としての拡充を図られたい。
- 7 厚生労働省は文部科学省と協働し、医師並びに看護師、その他専門医療職を目指す学生が、医療的ケア等の必要な重度心身障害者やその家族と接する機会が得られるような仕組み（医学生・看護学生など卒業までに必要な臨床実習を取り入れるなど）の構築を図られたい。
- 8 介護職員等が一定の研修後行なえる医療的ケアについて、取扱いできるヘルパー等の増員を図るとともに、厚生労働省と連携を図り制度設計の一層の促進を図られたい。また、施設などにおいても支援する人材（介護職員）を確保するための十分な財源確保を図られたい。
- 9 障害者が65歳になると、それまで受けていた障害者福祉サービスから介護保険サービスに優先適用されるが、障害者が必要とする障害福祉サービスが介護保険サービス（似て非なるもの）にないなど、生活介護の継続利用が必要なことから、平成27年2月18日付けで通知しているように、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課障害福祉

課から各都道府県のみならず市町村に対しても「併給可」の通達の更なる周知、徹底を図られたい。

10 障害児の学籍は家族であることを尊重する観点からも、住んでいる居住地学区に置く事が出来るよう図られたい。

以上、多岐にわたりましたが、高木美智代副大臣に於かれましては明年の予算編成等ご多忙中とは存じますが、当事者・保護者の切なる願いであります。少しでも実現できますことを、衷心よりお願い申し上げます。

野田聖子総務大臣との意見交換行われる

12月13日(水)総務大臣室において野田聖子総務大臣との面談が行われ、肢体不自由施設の現状についての要望と意見交換が行われた。

野田総務大臣との面談には、全国肢体不自由施設運営協議会朝貝芳美会長、小崎慶介副会長他と共に全肢連からは清水誠一会長、石橋吉草副会長、上野密事務局長が出席。

ご多忙中、野田大臣には予定時間を大幅にオーバーし医療的ケアに対する報酬改定や肢体不自由施設運営の現状、重症心身障害児者に対する要望に耳を傾けていただいた。



障害福祉サービス等報酬改定検討チーム開催される

平成30年度障害福祉サービス等報酬改に向けた、障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて平成29年5月からこれまで15回にわたり議論が行われ、47の関係団体からヒアリングを実施し、改正障害者総合支援法等において創設された新サービスや既存サービスの報酬等の在り方について、現状と論点を整理した上で検討を積み重ねてきた。

12月7日(木)に行なわれた検討チームをもって必要な議論が一巡したことから、これまでの検討チームでの議論を踏まえ一定の整理を行い、12月8日(金)に平成30年度報酬改定の基本的な方向性が示された。以下、その概要を報告する。

なお、具体的な改定内容については、介護報酬における対応等を踏まえつつ、予算編成過程を経て決定される。改正内容の詳細については3月末の告示が予定されている。

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について

1. 障害者の重度化・高齢化を踏まえた、障害者の地域移行・地域生活の支援等

(1) 重度障害者や高齢の障害者等の地域移行・地域生活を支援するためのサービスの評価

- ① 重度訪問介護における入院中の支援内容等の設定
- ② 共同生活援助における重度の障害者の支援を可能とする新たなタイプの創設
- ③ 福祉型強化短期入所サービス費の創設等

(2) 自立生活援助の報酬・基準の設定【新サービス】

(3) 地域生活支援拠点等の整備促進、地域移行・地域生活を支援するための生活の場の確保等

- ① 地域生活支援拠点等の機能強化 ② 共生型サービスの基準・報酬の設定等

2. 障害児支援のサービス提供体制の確保と質の向上

(1) 医療的ケア児への支援

- ① 障害児通所支援等における看護職員配置加算の創設
② 障害児通所支援における医療連携体制加算の拡充
③ 福祉型強化短期入所サービス費の創設【再掲】

(2) 障害児入所支援・障害児通所支援のサービスの質の向上

(3) 保育所等訪問支援の適切な評価

(4) 居宅訪問型児童発達支援の報酬・基準の設定【新サービス】等

3. 精神障害者の地域移行の推進

(1) 地域生活支援拠点等の整備促進等【再掲】

(2) 自立生活援助の報酬・基準の設定【新サービス】【再掲】

(3) グループホームにおける長期入院精神障害者の受け入れの促進

(4) 地域移行支援及び地域定着支援の利用促進

- ① 機能強化型地域移行サービス費の創設
② 地域定着支援における緊急時支援費の算定対象の拡充

(5) 就労系サービス等における医療観察法対象者の受け入れ

4. 就労継続支援に関わる工賃・賃金の向上や就労移行、就労定着の促進に向けた報酬の見直し

(1) 就労移行支援及び就労継続支援のサービスの質の向上

- ① 就労移行支援における一般就労移行後の定着実績に応じた基本報酬の設定
② 就労継続支援A型における平均労働時間に応じた基本報酬の設定
③ 就労継続支援B型における平均工賃に応じた基本報酬の設定

(2) 就労定着支援の報酬・基準の設定【新サービス】等

5. 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と効率的かつ効果的にサービス提供を行うための報酬等の見直し

(1) 効率的かつ効果的にサービスの提供を行うための報酬等の見直し

- ① 短期入所における長期利用の適正化 ② 生活介護における開所時間減算の見直し

(2) 計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の適切な評価

(3) 横断的事項

- ① 収支差率が低いサービスにおける基本報酬の見直し等
② 食事提供体制加算の経過措置のあり方の検討
③ サービス提供職員欠如減算等の見直し ④ 送迎加算の見直し等

▽詳しくは「厚生労働省 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」Webサイト▽

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000187494.html>

災害義援金 受領のご報告

この度は、『災害義援金』を賜り誠にありがとうございます。
皆様方の暖かいご支援に心より厚く御礼申し上げます。

※ご送金いただきました御名義で掲載しています。

足立区肢体不自由児者父母の会様

12月4日 ￥50,000-

第88回社会保障審議会障害者部会開催される

12月11日(月)東京都千代田区全国都市会館にて開催された第88回社会保障審議会障害者部会において、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に向けての共生型サービスの報酬・基準についての討議が行われた。

平成29年の障害者総合支援法等改正における共生型サービスは、介護保険または障害福祉のいずれかの居宅・日中活動系サービス(デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ)の指定を受けている事業所が、もう一方の制度における居宅・日中活動系サービスの指定も受けやすくする「(共生型)居宅サービスの指定の特例」を設けたものである。

このため指定介護保険事業所が障害福祉サービス等を行うことになり、この場合以下の2点となる。①指定介護保険事業所が障害福祉サービス等の基準を満たす場合(※現在も事実上の共生サービスとして運営可能) ②指定介護保険事業所が障害福祉サービス等の基準を満たせない場合。

②について、障害者が65歳以上になっても従来から障害福祉で受けてきたサービスを継続して受けやすくする、地域の実情に合わせて(特に中山間地域など)限られた福祉人材をうまく活用するという共生型サービスの創設の趣旨や、介護保険と障害福祉の両制度の基準や高齢者と障害児者の支援内容の違いを踏まえサービスの質の確保に十分留意をして検討する必要があるのではないかとこの考えから討議が行われている。以下、概要を掲載する。

共生型サービスの基準・報酬(案)

対応案

(1) 基本的考え方

- 対象サービスである生活介護、居宅介護、短期入所に関し、介護保険制度の基準を満たしているが、障害福祉サービス等の基準を満たしていない事業所について、
 - ・介護保険事業所の基準のみ満たす場合(※Ⅱ-2)と、
 - ・介護保険事業所の基準を満たし、障害福祉サービス等の質や専門性に一定程度対応する場合(※Ⅱ-1)を、検討してはどうか。

※Ⅱ-1

- ・通常の介護保険の指定を受けている事業所が、障害福祉サービス等(共生型)の指定を受ける
- ・一体的運用
- ・介護保険制度の基準を満たし、障害福祉サービス等の質や専門性に一定程度対応

※Ⅱ-2

- ・通常の介護保険の指定を受けている事業所が、障害福祉サービス等(共生型)の指定を受ける。
- ・一体的運営
- ・介護保険制度の基準のみ満たす

【基準】

- Ⅱ-1、Ⅱ-2いずれも、障害者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくするという制度趣旨を踏まえ、指定介護保険事業所に人員・設備面で新たな規制を求めずに、基本的に共生型の指定を受けられることにしてはどうか。
- Ⅱ-1については、その上で、サービスの質の確保のため、サービスの質や専門性に対応した資格職を配置している場合を評価してはどうか。

【報酬】

- 給付は、これまで通り、それぞれの制度からなされるため、介護保険事業所を障害者が利用する場合は、障害者総合支援法等に基づく単価設定となる。
- 報酬単位の設定については、
 - ・Ⅱ－２に関しては、以下の考え方により設定してはどうか。
 - ①本来の障害福祉サービス等事業所の基準を満たしていないため、本来報酬単価と区別。
 - ②現行の基準該当サービスを参考に設定。
 - ・Ⅱ－１に関しては、Ⅱ－２に加えて、サービスの質や専門性を評価する加算を設定してはどうか。

【その他】

- 法令上「共生型サービス」の対象とされているデイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ以外のサービスや、障害福祉と介護保険の両方の基準を満たしているものも、「共生型サービス」と称することができることを明確にしてはどうか。（通知の発出）
- (2)各サービスの基準・報酬について
- (1)を踏まえ、各サービスの基準・報酬について、次頁以降のように設定してはどうか。
 - ① 共生型生活介護
 - ② 共生型居宅介護・共生型重度訪問介護
 - ③ 共生型短期入所

①共生型生活介護の基準・報酬案

※共生型自立訓練（機能訓練・生活訓練）、共生型児童発達支援、共生型放課後等デイサービスについても同様

対応案

【基準】

- 介護保険事業所であれば、基本的に障害福祉サービス（共生型）の指定を受けられるものとして基準を設定してはどうか。

【報酬】

- 基本報酬は、以下により設定してはどうか。（※Ⅱ－２）
 - ①本来の障害福祉サービス事業所の基準を満たしていないため、本来報酬単価と区別。
 - ②現行の基準該当サービスを参考に設定。
- 加えて、サービス管理責任者を配置する場合に評価する加算を設定してはどうか。（※Ⅱ－１）
- また、生活介護事業所に係る加算は、通常の指定サービスと同様に、各加算の算定要件を満たした場合に算定できることとしてはどうか。

【その他】

- なお、現在、指定生活介護事業所は基準該当児童発達支援事業を行うことが可能であり、今回の共生型サービスの位置付けにより、指定生活介護事業所は、共生型児童発達支援事業を行うことが可能となるため、その逆の指定児童発達支援事業所が共生型生活介護事業を行うことを認めることにしてはどうか。

※Ⅱ－１

- ・通常の介護保険の指定を受けている事業所が、障害福祉サービス（共生型）の指定を受ける
- ・一体的運用

- ・介護保険制度の基準を満たし、Ⅱ-2と比べて、障害福祉サービスの質や専門性に対応（サービス管理責任者）の配置）
- ※加算については、地域に貢献する活動（地域住民への健康教室、認知症カフェ等）を実施している場合に評価する加算を設定

※Ⅱ-2

- ・通常の介護保険の指定を受けている事業所が、障害福祉サービス（共生型）の指定を受ける
- ・一体的運用
- ・介護保険制度の基準のみ満たす

障害福祉サービスと介護保険サービスとの比較（①デイサービス）

	生活介護(障害福祉)<障害者>			通所介護(介護保険)	
概要	昼間・入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する			入浴・排泄・食事等の介護、生活等に関する相談及び助言・健康状態の確認その他日常生活上の世話、機能訓練を行う	
定員	原則20名以上			—	
	管理者	原則従事(非常勤でも可)		管理者	常勤専従
	医師	必要(医療機関と連携ができていけば不要)		医師	—
	サービス管理責任者(実務経験3~10年+研修30.5時間)	利用者60人まで：1以上 利用者60人を超える部分：40：1(常勤1以上)		生活相談員(社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事)	1人
	看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数	平均障害支援区分4未満→6：1 平均障害支援区分4以上5未満→5：1 平均障害支援区分5以上→3：1	生活支援員	1人(常勤1以上)	介護職員
看護職員			1人	看護職員	1人(定員10人以下では不要)
理学療法士又は作業療法士			必要数	機能訓練指導員(理学療法士又は作業療法士)	1人
設備	訓練・作業室	支障がない広さ		食堂及び機能訓練室	3㎡×利用定員
事業所数	約1万事業所			約4.3万事業所	

②共生型住居・共生型重度訪問介護の基準・報酬案

対応案

【基準】

- 介護保険事業所であれば、障害福祉サービス（共生型）の指定を受けられるものとして基準を設定してはどうか。

※現行において、指定訪問介護事業所であれば、指定居宅介護事業所及び指定重度訪問介護事業所の事業に係る基準を満たしているものとして指定居宅介護及び指定重度訪問介護（以下「指定居宅介護等」という。）の指定を行って差し支えないこととしている。

- 第149回介護保険給付費分科会（平成29年11月1日）において議論された訪問介護の生活援助中心型のサービスに必要な知識等に対応した研修を修了した者については、訪問介護の生活援助中心型の議論を踏まえつつ、指定居宅介護等の従業者の基準（常勤換算で2.5人以上）に含める方向で検討し、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護（以下「共生型重度訪問介護等」という。）も同様としてはどうか。

【報酬】

- 指定訪問介護事業所の従業者は、指定居宅介護等の基準を満たすものであることから、共生型居宅介護等の報酬については加算も含め、指定居宅介護等と同様としてはどうか。

障害福祉サービスと介護保険サービスとの比較（②ホームヘルプサービス）

	居宅介護、重度訪問介護（障害福祉） ＜障害児者＞※重度訪問介護は者のみ	訪問介護（介護保険）
概要	居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事を提供する	
人員配置	管理者	常勤専従
	サービス提供責任者	常勤の訪問介護員のうち1人
	訪問介護員等（※）	常勤換算2.5人 （※）右記+居宅介護職員初任者研修課程修了者+障害者居宅介護従事者基礎研修課程修了者（旧3級課程相当）+重度訪問介護従事者養成研修修了者
サービス提供範囲	右記+生活全般にわたる援助として認められる支援（重度訪問介護では社会参加目的の移動支援等も含む）	いわゆる「老計10号」
事業所数	居宅介護：約2万事業所、重度訪問介護：約0.7万事業所	約3.3万事業所

居宅介護、重度訪問介護の訪問介護員等の資格要件	研修時間
介護福祉士	国家資格
実務者研修修了者	450時間
介護職員基礎研修修了者	500時間
介護職員基礎研修課程修了者	130時間
※居宅介護職員初任者研修課程修了者	130時間
※障害者居宅介護従事者基礎研修課程修了者（3級研修）	50時間
※重度訪問介護従事者養成研修修了者	10時間以上

※都道府県の判断により「居宅介護職員初任者研修課程」を修了していれば「介護職員初任者研修課程」を全部又は一部を免除可能

- ・ 全て免除 12都道府県
- ・ 一部免除 6都道府県
- ・ 免除無し 29都道府県
（平成27年度振興課調べ）

③共生型短期入所の基準・報酬案

対応案

【基準】

- 介護保険事業所であれば、基本的に障害福祉サービス（共生型）の指定を受けられるものとして基準を設定してはどうか。

【報酬】

- 基本報酬は、以下により設定してはどうか。（※Ⅱ-2）
- ①本来の障害福祉サービス事業所の基準を満たしていないため、本来報酬単価と区別。
 - ②現行の基準該当サービスを参考に設定。
- 加えて、サービス管理責任者を配置する場合に評価する加算を設定してはどうか。（※Ⅱ-1）
- また、短期入所事業所に係る加算は、通常の指定サービスと同様に、各加算の算定要件を満たした場合に算定できることとしてはどうか。

※Ⅱ-1

- ・ 通常の介護保険の指定を受けている事業所が、障害福祉サービス（共生型）の指定を受ける
- ・ 一体的運用
- ・ 介護保険制度の基準を満たし、Ⅱ-2と比べて、障害福祉サービスの質や専門性に対応（サービス管理責任者）の配置）

※Ⅱ-2

- ・ 通常の介護保険の指定を受けている事業所が、障害福祉サービス（共生型）の指定を

受ける

- ・一体的運用
- ・介護保険制度の基準のみ満たす

障害福祉サービス介護保険サービスとの比較(③ショートステイ)

	短期入所(障害福祉)＜障害児者＞				短期入所生活介護(介護保険)	
施設類型	併設型・空床利用型 ※ショートの利用者数を本体施設の利用者とみなした上で障害施設として必要とされる人員・設備基準を満たせばよい		単独型		併設型・空床型／単独型 ※空床型はショートの利用者数を本体施設の特養の利用者とみなした上で特養として必要とされる人員・設備基準を満たせばよい	
管理者	管理者	専従	管理者	専従	管理者	常勤専従
人員配置	医師	必要数(医療機関との連携ができていれば不要)	従業員	6 : 1	医師	1人
	サービス管理責任者(実務経験3～10年+研修30.5時間)	40 : 1 (利用者60人まで、1以上で可) (常勤1以上)			生活相談員(社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事等)	100 : 1 (常勤1以上)
	看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数	平均障害者支援区分4未満 →6 : 1			看護職員	3 : 1 (常勤1以上)
		平均障害者支援区分4以上5未満 →5 : 1				機能訓練指導員(理学療法士、又は作業療法士等)
	栄養士	必置ではない(配置しない場合、減算)			栄養士	1人
	調理員その他の従業者	—			調理員その他の従業者	適当数
夜勤職員	60 : 1	夜勤職員	25人まで1人 26～60人まで2人 61～80人まで3人 81～100人まで4人 101人以上 4人に利用者が100を超えて25又は端数を増すごとに1を加えた数			
居室面積	9.9㎡ (定員4人以下)		8㎡(定員4人以下)		10.65㎡ (定員4人以下)	
設備	食堂、浴室、洗面所、便所、相談室、訓練・作業室		食堂、浴室、洗面所、便所		食堂、浴室、洗面設備、便所、機能訓練室、医務室、静養室、面談室、介護職員室、看護職員室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室	
事業所数	約0.43万事業所				約1万事業所	
	3,424 (78%)		970 (22%)		単独型 : 1,778 (17.7%)、併設・空床型 8,253 (82.3%)	

④(看護)小規模多機能型居宅介護(予防を含む)における共生型生活介護・共生型短期入所の基準・報酬案

対応案

【基準】

- 共生型生活介護、共生型短期入所と同様に、介護保険事業所であれば、基本的に障害福祉サービス(共生型)の指定を受けられるものとして基準を設定してはどうか。
- ホームヘルプについては、居宅介護従業者としての研修を修了していない者が従事しているため、共生型の対象外としてはどうか。

【報酬】

- 基本報酬は、以下により設定してはどうか。(※Ⅱ-2)
 - ①本来の障害福祉サービス事業所の基準を満たしていないため、本来報酬単価と区別。
 - ②現行の基準該当サービスを参考に設定。
- 加えて、サービス管理責任者を配置する場合に評価する加算を設定してはどうか。(※Ⅱ-1)

○ また、生活介護事業所に係る加算は、通常の指定サービスと同様に、各加算の算定要件を満たした場合に算定できることとしてはどうか。

※Ⅱ-1

- ・通常の介護保険の指定を受けている事業所が、障害福祉サービス（共生型）の指定を受ける
- ・一体的運用
- ・介護保険制度の基準を満たし、Ⅱ-2と比べて、障害福祉サービスの質や専門性に対応（サービス管理責任者）の配置

※加算については地域に貢献する活動（地域住民への健康教室、認知症カフェ等）を実施している場合に評価する加算を設定

※Ⅱ-2

- ・通常の介護保険の指定を受けている事業所が、障害福祉サービス（共生型）の指定を受ける
- ・一体的運用
- ・介護保険制度の基準のみ満たす

障害報酬と介護報酬との比較（デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ）

障害報酬		介護報酬
<p>○生活介護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定員20人以下：559～1,278 ・定員21人以上40人以下：491～1,139 ・定員41人以上60人以下：459～1,099 ・定員60人以上80人以下：445～1,045 ・定員81人以上：428～1,028 ・基準該当サービス費：691（加算無し） 	⇔	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型（定員18名以下）：735～1,281 ・通常規模型（1月延べ750人以下）：656～1,144 ・大規模型（Ⅰ）（1月延べ900人以下）：645～1,125 ・大規模型（Ⅱ）（1月延べ900人超）：628～1,095 <p>※所要時間が7時間以上9時間未満の場合</p>
<p>○居宅介護（身体介護）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30分未満：245単位 ・30分以上1時間未満：388単位 ・1時間以上：564単位に30分増すごとに80単位 <p>※旧3級ヘルパーによる提供：70/100</p>	⇔	
<p>○重度訪問介護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1時間未満：183単位 ・1時間以上1時間30分未満：273単位 ・1時間30分以上2時間未満：364単位 ・2時間以上2時間30分未満：455単位 ・2時間30分以上3時間未満：546単位 ・3時間以上3時間30分未満：636単位 ・3時間30分以上4時間未満：728単位 ・4時間以上8時間未満：813単位に30分を増すごとに+85単位 ・8時間以上12時間未満：1493単位に30分を増すごとに+85単位 ・12時間以上16時間未満：2168単位に30分を増すごとに+80単位 ・16時間以上20時間未満：2814単位に30分を増すごとに+86単位 ・20時間以上24時間未満：3496単位に30分を増すごとに+80単位 	⇔	<p>○訪問介護（身体介護）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20分未満：165単位 ・20分以上30分未満：245単位 ・30分以上1時間未満：388単位 ・1時間以上：564単位に30分増すごとに80単位
<p>○短期入所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区分6：892 ・区分5：758 ・区分4：626 ・区分3：563 ・区分1・2：492 	⇔	<p>○短期入所生活介護（併設型・従来型個室）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護5：846 ・要介護4：781 ・要介護3：741 ・要介護2：646 ・要介護1：579

*** 「協和 種を蒔く会」様より30万円の寄付 ***

障がい児用のオーダーランドセル「ふわりいオーダーメイドウランドセル」をはじめ全肢連の事業に対し、日頃よりご支援をいただいている株式会社協和（専務取締役若松種夫氏）『協和 種を蒔く会』様より、この度30万円のご寄付をいただきました。

協和 種を蒔く会の関係者の皆様のご厚情に心より感謝申し上げます。

▽ふわりいオーダーメイドウランドセル Webサイト▽

<https://fuwarii.com/>